

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年9月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000092 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100053 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 20 年 3 月から同年 11 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 3 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、17 万円から 26 万円とする。

平成 20 年 3 月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 3 月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月までの標準報酬月額については、17 万円から 26 万円とする。

平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 12 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日まで
② 平成 20 年 3 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日まで

A 社に正社員として採用された平成 13 年 12 月からの給与は、基本給 25 万円であり変わっていないが、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が他の期間よりも低くなっているため、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成 20 年 3 月から同年 11 月までの期間については、請求者が提出した当該期間に係る給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（17 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、前述の給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年3月から同年11月までの標準報酬月額については26万円とすることが必要である。

平成20年3月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年3月から同年11月までの期間について、社会保険事務所（当時）に対し請求者の請求内容どおりの報酬月額で届出を行ったか否か、また、請求者の請求内容どおりの報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、前述の給与支給明細書において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月から平成21年2月までの期間については、前述の給与支給明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（17万円）を上回っていることから、平成20年12月から平成21年2月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、前述の給与支給明細書によると、請求者は、平成20年12月から平成21年2月までの訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成13年12月から平成16年5月までの期間については、A社は、請求内容どおりの報酬月額（25万円）に見合う標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたか分からない旨回答しており、同社から社会保険に係る事務を受託している社会保険労務士及び同社から税務に係る事務を受託している税理士は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料を保管していない旨回答しているほか、請求者の当該期間における住所地であるB市は、課税資料について、保管期限超過により保管が終了している旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与支給明細書を所持していないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成13年12月から平成16年5月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、厚生年金保険料控除額又は報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合であるところ、請求期間①のうち、平成16年6月から同年12月までの期間については、請求者が提出した当該期間に係る給与支給明細書に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額26万円は、オンライン記録の標準報酬月額15万円を上回っているものの、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額15万円は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000152 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100054 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月までの標準報酬月額については、20 万円から 22 万円、平成 29 年 3 月の標準報酬月額については、20 万円から 24 万円、平成 29 年 4 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、20 万円から 22 万円とする。

平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 29 年 7 月の標準賞与額 15 万円及び同年 12 月の標準賞与額 15 万 2,000 円については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 7 月及び同年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日まで
② 平成 29 年 7 月 10 日
③ 平成 29 年 12 月 10 日

請求期間①については、厚生年金保険の記録の標準報酬月額よりも多くの給与が支給されており、請求期間②及び③については、標準賞与額の記録が漏れているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの期間については、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日 (令和 2 年 2 月 8 日、以下「訂正請求日」という。) において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、請求者が提出した A 社の当該期間に係る

給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（20万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年11月から平成29年2月までの標準報酬月額については20万円から22万円、平成29年3月の標準報酬月額については20万円から24万円、平成29年4月から同年12月までの標準報酬月額については20万円から22万円とすることが必要である。

平成28年11月から平成29年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年11月から平成29年12月までの期間について、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めており、平成29年4月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）は、厚生年金保険料徴収権の時効消滅後に年金事務所において受付されていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②及び③については、請求者が提出したA社の当該期間に係る夏期賞与及び冬期賞与の明細書並びに同社が提出した回答及び平成29年分の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成29年7月10日及び同年12月10日に同社から賞与を支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の賞与の明細書等により確認できる賞与額から、平成29年7月の標準賞与額については15万円、平成29年12月の標準賞与額については15万2,000円とすることが必要である。

請求期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、請求期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料徴収権の時効消滅後に年金事務所において受付されていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 30 年 1 月から同年 8 月までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

一方、オンライン記録によると、当初、請求者の A 社の平成 30 年 1 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は 20 万円とされていたところ、同社から平成 29 年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）（以下「平成 29 年算定基礎届（訂正）」という。）が提出され、標準報酬月額を 26 万円とする訂正が行われ、当該期間に係る標準報酬月額は 26 万円とされている。

また、平成 29 年算定基礎届（訂正）に記載されている算定の対象となる給与の支給月（平成 29 年 4 月から同年 6 月まで）に係る各月の報酬月額は、請求者が提出した当該期間に係る A 社の各月の給料支払明細書の支給額の合計と一致しており、当該報酬月額の平均額（25 万 5,940 円）に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者の平成 29 年の算定に係る各支給月の報酬月額について、A 社は、平成 29 年算定基礎届（訂正）に記載されている各支給月の報酬月額で相違ない旨回答している。

加えて、請求者の給与日額に変動はあるものの、平成 30 年 1 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額の変更（随時改定）の対象となる 2 等級以上の差は生じないことから、随時改定の対象とはならない。

したがって、請求期間①のうち、平成 30 年 1 月から同年 8 月までの期間については、既に本来届出される報酬月額に見合う標準報酬月額とされていることから、記録の訂正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000288 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100055 号

第 1 結論

請求期間について、請求者が A 社及び B 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 9 月 17 日から昭和 63 年 3 月 31 日まで

A 社に正社員として勤務し、その後、会社名が B 社となった。どちらも健康保険被保険者証を受領した記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社の落成式 (昭和 58 年 9 月 * 日) のものであるとする写真、「58-10-25 A 社 36,400」の記載が確認できる預金通帳、業務内容に関する陳述及び同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者からの回答により、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していた状況がうかがえ、また、B 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者からの回答により、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社及び B 社は、いずれも、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A 社において、請求期間当時取締役であった者並びに B 社において、請求期間当時及び同社が解散した時に取締役であった者は、資料の保管がなく、請求者の請求期間における勤務状況等は不明である旨回答していることから、請求者の A 社及び B 社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、請求期間において、A 社及び B 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者からは、請求者の具体的な勤務期間及び勤務状況について記憶していると回答した者はいないことから、請求者の主張を裏付けることができない。

さらに、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、請求者の配偶者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 58 年 9 月 17 日から昭和 59 年 5 月 16 日までの期間、同年 7 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの期間及び同年 8 月 10 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの期間については、配偶者の健康保険の被扶養者であったことが確認でき、C 市の回答によると、昭和 59 年 5 月 19 日から同年 7 月 1 日までの期間、昭和 60 年 3 月 31 日から同年 8 月 10 日までの期間及び昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 63 年 3 月 31 日までの期間については、請求者

自身がD町（現在はC市）の国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。